

平成23年11月27日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載に関する審議結果について（第一報）

現在インドネシアのバリで開催されているユネスコ無形文化遺産保護条約の第6回政府間委員会（開催期間：11月22日（火）～29日（火））において、「代表一覧表」に記載する案件について審議が行われた。

我が国提案の11件中6件の審査が行われ、その結果、11月27日（日）[日本時間11月27日（日）]、「^{みぶ はなたうえ}壬生の花田植」（17時28分[日本時間18時28分]）及び「^{さだしんのう}佐陀神能」（17時31分[日本時間18時31分]）の2件について「記載」の決議がなされた。

なお、「^{ほんみのし}本美濃紙」、「^{ちちぶまつり}秩父祭の屋台行事と神楽」、「^{かぐら たかやままつり}高山祭の屋台行事」及び「^{おが}男鹿のナマハゲ」の4件については、まだ審議が終了していない。

【「記載」の決議がなされた我が国の無形文化遺産（2件）】

- ^{みぶ はなたうえ}壬生の花田植 重要無形民俗文化財（昭和51年指定：広島）
- ^{さだしんのう}佐陀神能 重要無形民俗文化財（昭和51年指定：島根）

＜担当＞ 文化庁文化財部伝統文化課

室長補佐 竹田 透 （内線 3143）

係 長 香取 雄太（内線 2870）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-3056（直通）

FAX：03-6734-3820

平成23年11月28日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載に関する審議結果について（第二報）

現在インドネシアのバリで開催されているユネスコ無形文化遺産保護条約の第6回政府間委員会（開催期間：11月22日（火）～29日（火））において、「代表一覧表」に記載する案件について審議が行われた。

11月27日に審議が終了していなかった「^{ほんみのし}本美濃紙」、「^{ちちぶまつり}秩父祭の屋台行事と^{かぐら}神楽」、「^{たかやまつり}高山祭の屋台行事」及び「^{おが}男鹿のナマハゲ」の4件については、本日「情報照会」の決議がなされた。

【11月28日に「情報照会」の決議がなされた我が国の無形文化遺産（4件）】

- ^{ほんみのし}本美濃紙 重要無形文化財（昭和44年指定）
- ^{ちちぶまつり}秩父祭の屋台行事と^{かぐら}神楽 重要無形民俗文化財（昭和54年指定：埼玉）
- ^{たかやまつり}高山祭の屋台行事 重要無形民俗文化財（昭和54年指定：岐阜）
- ^{おが}男鹿のナマハゲ 重要無形民俗文化財（昭和53年指定：秋田）

（参考）

【11月27日に「記載」の決議がなされた我が国の無形文化遺産（2件）】

- ^{みぶ はなたうえ}壬生の花田植 重要無形民俗文化財（昭和51年指定：広島）
- ^{さだしんのう}佐陀神能 重要無形民俗文化財（昭和51年指定：島根）

＜担当＞ 文化庁文化財部伝統文化課

課長 湊屋 治夫（内線 2859）

室長補佐 竹田 透（内線 3143）

係長 香取 雄太（内線 2870）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-3056（直通）

FAX：03-6734-3820

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」第2回提案案件に係る審査経過

【平成21年】

- 8月31日 ユネスコ事務局への記載提案書提出期限
- ・ユネスコ日本政府代表部を通じて我が国の13件の提案案件の提案書をユネスコ事務局に提出。(提案総数は35ヵ国から147件)

【平成22年】

- 5月17日～20日 補助機関による第2回提案案件の事前審査
- ・54件（我が国提案案件は2件）を事前審査
 - ・93件（我が国提案案件は11件）は事前審査が行われなかった。
- 11月15日～19日 第5回政府間委員会（ナイロビにて開催）
- ・我が国提案の「組踊」及び「結城紬」の2件について「記載」の決議がなされた。
 - ・事前審査が行われなかった93件及び平成22年8月31日までにユネスコ事務局が受け付けた14件を含めた107件のうち、ユネスコ事務局が処理可能な範囲内で31乃至54件について第6回政府間委員会で審査されることが決定した。

【平成23年】

- 10月25日 補助機関による勧告
- ・49件（我が国提案案件は6件、うち「記載」の勧告が2件、「情報照会」の勧告が4件）を事前審査
 - ・我が国提案の5件は事前審査が行われなかった。
- 11月22日～29日 第6回政府間委員会（バリにて開催）
- ・我が国提案の「壬生の花田植」及び「佐陀神能」の2件について「記載」の決議がなされた。
 - ・我が国提案の「本美濃紙」、「秩父祭の屋台行事と神楽」、「高山祭の屋台行事」及び「男鹿のナマハゲ」の4件について「情報照会」の決議がなされた。

（注1）「政府間委員会」：ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国（2011年8月末現在、137ヶ国）から選出された24ヵ国で構成され、年1回（毎年11月）開催。補助機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への記載について最終決定する。

（注2）「補助機関」：政府間委員会の委員国から選出された6ヶ国で構成された機関。「代表一覧表」への記載提案について事前に審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。第3回審査のメンバー国は、イタリア、クロアチア、ヴェネズエラ、韓国、ケニア及びヨルダン。

<平成 21 年 8 月 31 日に我が国から提案した 13 件の審査経過>

◆ 第 2 回 審 査（H22.11.16）で「記載」されたもの

くみおどり
組 踊 重要無形文化財（芸能）（昭和 47 年指定）

ゆうきつむぎ
結 城 紬 重要無形文化財（工芸技術：染織）（昭和 31 年指定）

◆ 第 3 回 審 査（H23.11.27）で「記載」されたもの

みぶ はなたうえ
壬生の花田植

重要無形民俗文化財（風俗慣習：娯楽・行事・生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識））（昭和 51 年指定：広島）

さだしんのう
佐陀神能

重要無形民俗文化財（民俗芸能：神楽）（昭和 51 年指定：島根）

◆ 第 3 回 審 査（H23.11.28）で「情報照会」になったもの

ほんみのし
本美濃紙

重要無形文化財（工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙）（昭和 44 年指定）

ちちぶまつり かぐら
秩父祭の屋台行事と神楽

重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））（昭和 54 年指定：埼玉）

高山祭の屋台行事

重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））（昭和 54 年指定：岐阜）

おが
男鹿のナマハゲ

重要無形民俗文化財（風俗慣習：年中行事）（昭和 53 年指定：秋田）

◆ 審 査 され て い な い も の

なち でんがく
那智の田楽

重要無形民俗文化財（民俗芸能：田楽）（昭和 51 年指定：和歌山）

あやこおどり
綾子踊

重要無形民俗文化財（民俗芸能：風流）（昭和 51 年指定：香川）

しょどんしばや
諸鈍芝居

重要無形民俗文化財（民俗芸能：渡来芸・舞台芸）（昭和 51 年：鹿児島）

たらま ほうねんさい
多良間の豊年祭

重要無形民俗文化財（民俗芸能：語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的）（昭和 51 年指定：沖縄）

もっこう
建造物修理・木工

選定保存技術（昭和 51 年選定）

* 括弧書の年は指定・選定した年を表す。

無形文化遺産保護条約「代表一覧表」への我が国の審査状況

	重要無形文化財					重要無形民俗文化財									選定保存技術	
	芸能		工芸技術			風俗慣習			民俗芸能					民俗技術		
	各 個 認 定	総 合 認 定	各 個 認 定	保 持 団 体 認 定		祭 礼 (信 仰)	年 中 行 事	娯 楽・競 技・生 産・生 業・人 生儀 礼・社 会生 活(民 俗知 識)	神 楽	田 楽	風 流	渡 来 芸・ 舞 台 芸	語 り物・祝 福 芸・延 年・お こ な い・総 合 的		保 持 者	保 存 団 体
				染 織	陶 芸・漆 芸・手 漉和 紙											
件数 (23.8.1現在)	39	12	43	7	7	56	30	21	32	24	34	36	28	10	45	29
第1回審査 (H21.9.30)		雅楽(S30)		小千谷縮・ 越後上布 (S30)	石州半紙 (S44)	○日立風流物 (S52:茨城) ○京都祇園祭の 山鉾行事 (S54:京都)	甕島のトシ ドン (S52:鹿児島)	奥能登のあ えのこと (S51:石川)	早池峰神楽 (S51:岩手)	秋保の田植 踊 (S51:宮城)	チャッキラコ (S51:神奈 川)	大日堂舞楽 (S51:秋 田)	○ 題目立 (S51:奈良) [語] ○ アイヌ古 式舞踊(S59: 北海道)			木造彫刻修理 (S51) (取下げ)
第2回審査 (H22.11.16)		組踊(S47)		結城紬 (S31)												
第3回審査 (H23.11.27、 28)						(第1位) 本美濃紙 (S44)	(第2位)秩父祭 の屋台行事と神 楽(S54:埼玉) (第3位)高山祭 の屋台行事 (S54:岐阜)	(第4位) 男鹿のナマ ハゲ (S53:秋 田)	(第5位) 壬生の花田 植 (S51:広島) [生]	(第6位) 佐陀神能 (S51:島根)						
第4回審査										(第7位) 那智の田楽 (S51:和歌 山)	(第8位) 綾子踊 (S51:香川)	(第9位) 諸鈍芝居 (S51:鹿児 島)	(第10位) 多良間の豊 年祭 (S51:沖縄) [総]			(第11位)建造 物修理・木工 (S51) (第12位)木造 彫刻修理(S51)

第1回記載
(13件)

第2回記載
(2件)

情報照会(4件)

第3回記載(2件)

平成24年以降の審査

「情報照会」の決議がなされた我が国の案件への指摘事項

○本美濃紙

(決議の概要)

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている石州半紙に形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

○秩父祭の屋台行事と神楽

(決議の概要)

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている京都祇園祭の山鉾行事及び日立風流物に形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

○高山祭の屋台行事

(決議の概要)

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている京都祇園祭の山鉾行事及び日立風流物に形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

○男鹿のナマハゲ

(決議の概要)

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている甕島のトシドンに形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

※補助機関から情報照会と勧告されていた内容のうち、基準1については記載基準を満たすものと認められた。

ユネスコ無形文化遺産条約代表一覧表への登録プロセス

ユネスコへの申請案件を決定

- ◆文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会
- ◆文化審議会文化財分科会
- ◆文化庁と外務省との連絡会



ユネスコに申請書を提出（１年目の３月３１日期限）



ユネスコ事務局による申請書の受領処理（１年目の６月３０日期限）

- ※申請国は、申請書に不備がある場合は不備を是正するようユネスコ事務局から助言される（申請国は１年目の９月３０日までに申請書の不備を是正）



ユネスコ事務局に不備を是正した申請書を提出（１年目の９月３０日期限）



補助機関（政府間委員会のメンバー２４か国から選出された６か国）による審査
※現在の補助機関は、イタリア、クロアチア、ヴェネズエラ、韓国、ケニア、ヨルダンの６か国



補助機関による最終検討会合（２年目の４月から６月の間に開催）



補助機関による勧告（２年目の１０月）

- ※毎年１１月に開催される政府間委員会の４週間前までに、補助機関による勧告がユネスコＨＰで公開される。



政府間委員会で最終決定（２年目の１１月）

<政府間委員会の決定は次の３区分>

- ①「記載 (inscribe)」：無形文化遺産保護条約代表一覧表に記載するもの
- ②「情報照会 (refer)」：追加情報を提出締約国に求めるもの。再申請が可能。
- ③「不記載 (Decide not to inscribe)」：無形文化遺産保護条約代表一覧表の記載にふさわしくないもの。４年間再申請できない。

ユネスコ無形文化遺産保護条約代表一覧表への記載基準

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定されている。

段落 2 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

- 1 申請案件が条約第 2 条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- 2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5 条約第 11 条および第 12 条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

＜参考＞ユネスコ無形文化遺産保護条約（抄）

第 2 条 定義

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。

2 1 に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

第 11 条 締約国の役割

締約国は、次のことを行う。

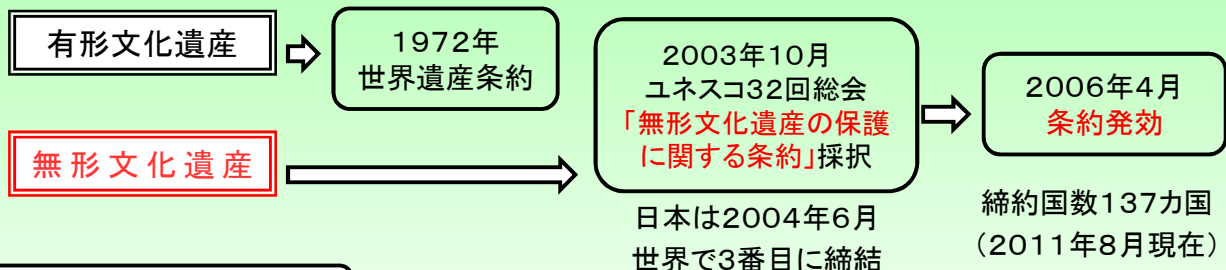
- (a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- (b) 第 2 条 3 に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

第 12 条 目録

1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。

無形文化遺産の保護に関する条約の概要

経緯



無形文化遺産の概要

(分野の例示) 芸能、社会的慣習、祭礼行事、伝統工芸技術など

条約の内容

無形文化遺産代表一覧表の作成

※ 2008年11月代表一覧表に統合

人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言 全90件

- ・ 第1回 (2001) 能楽を含む19件
- ・ 第2回 (2003) 人形浄瑠璃文楽を含む28件
- ・ 第3回 (2005) 歌舞伎を含む43件

人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)
2009年9月から記載開始

締約国が提案

政府間委員会の補助
組織による検討

政府間委員会において決定

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」
に記載された我が国の無形文化遺産

●重要無形文化財

- ・ 能楽(のうがく)
- ・ 人形浄瑠璃文楽(にんぎょうじょうるりぶんらく)
- ・ 歌舞伎(かぶき)
- ・ 雅楽(ががく)
- ・ 小千谷縮・越後上布(おぢやちぢみ・えちごじょうふ)
- ・ 石州半紙(せきしゅうはんし)
- ・ 組踊(くみおどり)
- ・ 結城紬(ゆうきつむぎ)

●重要無形民俗文化財

- ・ 日立風流物(ひたちふりゅうもの)
- ・ 京都祇園祭の山鉾行事(きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ)
- ・ 甕島のトシドン(こしきじまのとしどん)
- ・ 奥能登のあえのこと(おくのとのあえのこと)
- ・ 早池峰神楽(はやちねかぐら)
- ・ 秋保の田植踊(あきうのたうえおどり)
- ・ チャッキラコ(ちゃつきらこ)
- ・ 大日堂舞楽(だいにちどうぶがく)
- ・ 題目立(だいもくたて)
- ・ アイヌ古式舞踊(あいぬこしきぶよう)
- ・ 壬生の花田植(みづのはなたうえ)
- ・ 佐陀神能(さだしんのう)

計 20 件

上記の他、各締約国の無形文化遺産の「目録」作成、「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」作成、無形文化遺産基金による「国際援助」などを実施。

壬生の花田植（みぶのはなたうえ）

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識））

2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地

広島県：山県郡北広島町

3. 保護団体：壬生の花田植保存会

4. 指定年月日：昭和51年5月4日

5. 条約第2条の該当分野：

（c）社会的慣習、儀式及び祭礼行事

6. 概要：

壬生の花田植は、毎年6月の第一日曜日に行われる。田に田の神を祀って田植えを行い、稲の生育と豊作を祈願する行事である。まず、飾りたてた牛による代掻きが行われ、次いで苗取りが済むと田に田の神が迎えられて田植えとなる。田植えは、音頭取りの指揮にしたがって囃子が奏され、美しく着飾った早乙女と呼ばれる女性が田植え歌を歌いながら苗を植えていく。稲作に従事してきた日本人の基盤的生活の特色を典型的に示す農耕行事である。

7. 写真



代掻き



田植え

佐陀神能（さだしんのう）

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（民俗芸能：神楽）

2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地

島根県：松江市

3. 保護団体：佐陀神能保持者会

4. 指定年月日：昭和51年5月4日

5. 条約第2条の該当分野：(b) 芸能

6. 概要：

佐陀神能は、七座神事の舞、式三番、神能の三部で構成される神楽である。佐太神社で毎年9月24日に行われる御座替祭と翌25日に演じられる。御座替祭は、佐太神社の本殿三社はじめ境内各社の御神座の莫座を新しいものと替える行事である。この折に演じられる七座神事の舞は「剣舞」「散供」「御座」「清目」「勧請」などである。舞い手は、面を着けず、各演目に応じて手に鈴や剣、莫座、御幣などを持って舞う。これらは舞の場を清め神を迎えるものとされる。

式三番は「翁」「千歳」「三番叟」であり能楽の影響を受けた演目である。神能は、舞い手が仮面をつけて演じる演劇的なもので、「八重垣」「大社」「日本武」など、日本の古代神話を題材にしたものが中心である。式三番と神能は、同社の神職が慶長年間（1596～1615）に京都で能楽を学び、以前から行われていた七座神事の舞に組み合わせたものといわれる。

7. 写真



おおやしろ
「大社」



やえがき
「八重垣」

本美濃紙（ほんみのし）

1. 提案区分：重要無形文化財（工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙）

2. 保持団体：本美濃紙保存会

3. 指定年月日：昭和44年4月15日

4. 条約第2条の該当分野：（e）伝統工芸技術

5. 概要：

本美濃紙は、岐阜県美濃市^{わらび}蔵生地区に伝承されてきた^{こうぞ}楮和紙の製作技術である。美濃の地域では早くから紙が漉かれ、大宝2（702）年の美濃国の戸籍用紙が正倉院に残る。中世からは多様な紙が漉かれたが、なかでも本美濃紙は、江戸時代以来、最高級の障子紙として高く評価されてきた。現在の用途は、障子紙のほか文化財保存修理用紙等である。

入念な手作業で原料処理を行い、不純物をよく取り除いて楮の繊維のみを用い、良質な製作用具を使用して我が国特有の流し漉きで漉き、板に貼りつけて天日乾燥する。紙漉きの工程では、前後方向だけでなく左右方向にも用具を動かすため、繊維がむらなく整然と広がり、美しく漉き上がる。現在、本美濃紙保存会会員と研修生たちによって、技術の伝承活動が行われている。

6. 写真



楮の川ざらし



紙漉き

秩父祭の屋台行事と神楽

(ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら)

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））

2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地

埼玉県：秩父市

3. 保護団体：秩父祭保存委員会

4. 指定年月日：昭和54年2月3日

5. 条約第2条の該当分野：

（c）社会的慣習、儀式及び祭礼行事

6. 概要：

秩父祭の屋台行事と神楽は秩父市の中心部に祀られる秩父神社の例大祭に行われる行事である。市内6地区から出される2基の笠鉦と4台の屋台が秩父神社に勢揃いした後、御旅所まで巡行し、深夜に各町内に帰る行事で、屋台の巡行時には豪壮な秩父ばやしが演奏される。

町内の定められた場所に停められた屋台は展開して舞台となり地域に伝承される歌舞伎が上演される。また、秩父神社神楽殿と御旅所では神楽も演じられる。

この行事は笠鉦・屋台の巡行を中心に歌舞伎や地域的特色豊かな神楽などが上演される。

7. 写真



屋台での公演



囃し手

高山祭の屋台行事（たかやままつりのやたいぎょうじ）

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））
2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地
岐阜県：高山市
3. 保護団体：日枝神社氏子山王祭保存会、八幡神社氏子八幡祭保存会
4. 指定年月日：昭和54年2月3日
5. 条約第2条の該当分野：
（c）社会的慣習、儀式及び祭礼行事

6. 概要：

高山祭の屋台行事は市内に祀られる日枝神社の山王祭と八幡神社の八幡祭の総称であり、それぞれ4月と10月に行われる。春の山王祭には12台、秋の八幡祭には11台のからくり人形などをのせた屋台が曳き出されて町内を練り歩き、鶏頭楽や獅子舞なども行われる。江戸後期に発達したといわれる華麗な屋台では、からくり人形の上演が行われたり、囃子の演奏が行われるなど、この地域の屋台行事の特色を示す祭礼行事となっている。

宮本、年行事と呼ばれる役の者の指示で屋台の巡行が行われることや、屋台を維持運営する組織としての屋台組の存在など祭祀組織にも地域的特色がみられる。

7. 写真



高山祭の屋台行事(春)



高山祭の屋台行事(秋)

男鹿のナマハゲ（おがのなまはげ）

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：年中行事）

2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地

秋田県：男鹿市

3. 保護団体：男鹿のナマハゲ保存会

4. 指定年月日：昭和53年5月22日

5. 条約第2条の該当分野：

（c）社会的慣習、儀式及び祭礼行事

6. 概要：

男鹿のナマハゲは、秋田県の男鹿半島一帯に伝承される来訪神の行事である。大晦日（12月31日）の夜に、若者たちが鬼の面や藁蓑などを身につけてナマハゲと呼ばれる神に扮装し、家々を訪れる。ナマハゲは、恐ろしい声をあげて怠け者や子供などを戒め、家の主人から酒食のもてなしを受けた後、次の家へ向かう。新年や季節の変わり目に神々が訪れて人々に祝福を与える、あるいは、神々が訪れることで年が改まる、という日本人の民間信仰や神観念を伝える行事である。

7. 写真



家へ向かうナマハゲ



家を訪れるナマハゲ